

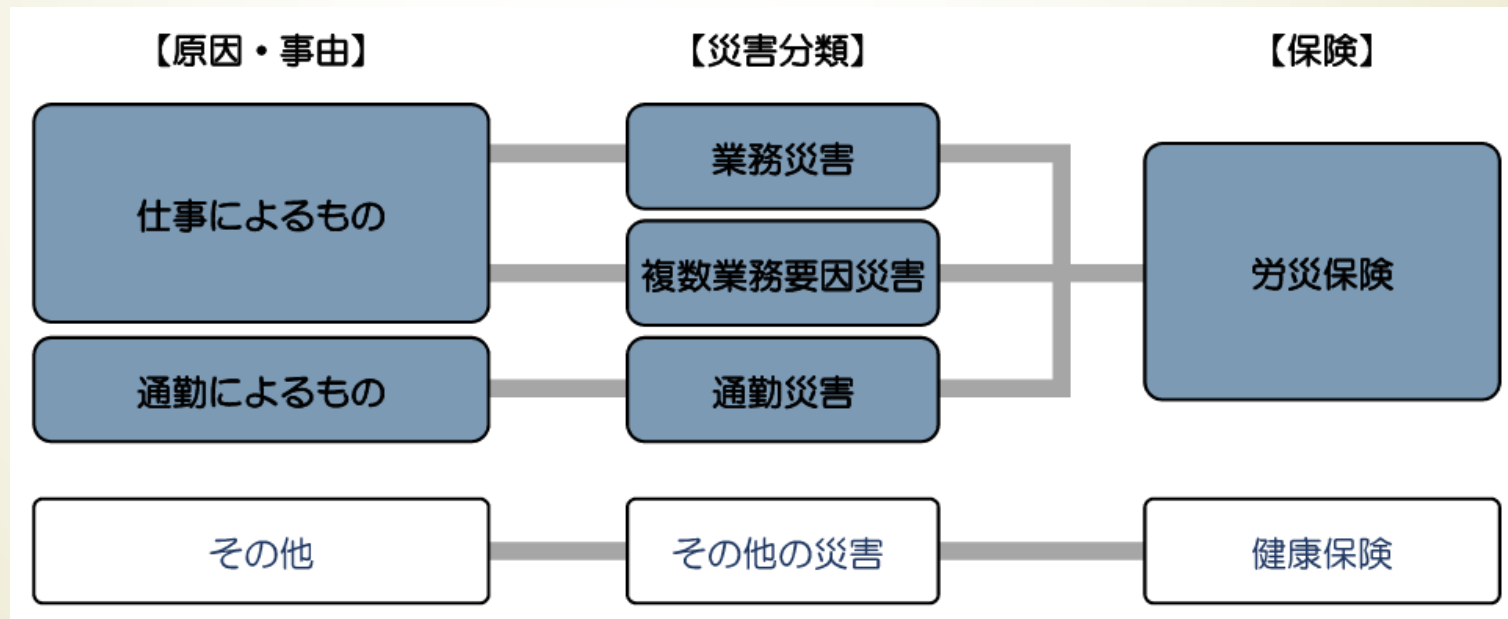


労災診療費の算定 請求手続き アフターケア制度について

愛知労働局 労働基準部 労災補償課
労災医療指導監査官 柳澤敦子

労災保険制度

労働者の業務上の事由または通勤による労働者の傷病等に対して必要な保険給付を行い、あわせて被災労働者の社会復帰の促進等の事業を行う制度です。



労災保険給付の種類

- ◆ 療養（補償）給付
- ◆ 休業（補償）給付
- ◆ 障害（補償）年金
- ◆ 障害（補償）一時金
- ◆ 遺族（補償）年金
- ◆ 遺族（補償）一時金
- ◆ 葬祭料・葬祭給付

療養（補償）給付

- ◆ 業務又は通勤が原因で負傷したり、病気にかかって療養を必要とする労働者が受けられる治療や薬剤などの給付。
- ◆ 基本的には、労災病院又は労災保険指定医療機関において、被災労働者の自己負担なく給付が行われる。（現物給付）
- ◆ 被災労働者は、傷病が治癒するまで療養を受けられる。

指定医療機関の変更事項の届出について

次の事由について変更が生じた場合は、変更の届出をお願いします。

- ① 指定医療機関の開設者、管理者に異動があったとき。
- ② 名称及び所在地に変更があったとき。
- ③ 診療科目及び病床数に変更があったとき。
- ④ 健康保険診療報酬の算定に関する届出事項等に変更があったとき （施設基準に係るものを除く）。
- ⑤ 指定申請の際に提出した医療機関施設等概要書に記載した重要事項、その他愛知労働局長が必要と認め指定した事項に変更があったとき。
- ⑥ 入院室料の差額徴収に変更があったとき。

労災保険・入院室料 差額（変更）届

労災保険・入院室料差額（変更）届

令和 年 月 日

愛知労働局長 殿

労災指定医番号 2 3

医療機関名称

医療機関所在地

開設者氏名

(記名又は署名)

下記のとおり（変更しましたので）届出します。

種別	病室番号	社保届出金額	労災請求金額	(変更) 年 月 日
個室	・ ・ ・ ・	円	円	令和 年 月 日
2人部屋	・ ・ ・ ・	円	円	令和 年 月 日
3人部屋	・ ・ ・ ・	円	円	令和 年 月 日
4人部屋	・ ・ ・ ・	円	円	令和 年 月 日
個室	・ ・ ・ ・	円	円	令和 年 月 日
2人部屋	・ ・ ・ ・	円	円	令和 年 月 日
3人部屋	・ ・ ・ ・	円	円	令和 年 月 日
4人部屋	・ ・ ・ ・	円	円	令和 年 月 日
個室	・ ・ ・ ・	円	円	令和 年 月 日
2人部屋	・ ・ ・ ・	円	円	令和 年 月 日
3人部屋	・ ・ ・ ・	円	円	令和 年 月 日
4人部屋	・ ・ ・ ・	円	円	令和 年 月 日

注1：「種別」欄には、個室・2人部屋・3人部屋・4人部屋の別を○印してください。

注2：「労災請求金額」は、「社保届出金額」金額から消費税10%を控除した金額となります。労災保険では消費税については支給できません。

注3：入院室料加算については、厚生労働大臣から特別の療養環境の提供について承認を受けた金額であり、かつ、労災保険の入院室料加算の限度内となります。

注4：東海北陸厚生局に提出した「特別の療養環境の提供の実施（変更）報告書」（写）を添付してください。

労災診療費の仕組み

1. 原則として**健康保険に準拠**

労災保険における療養の給付の範囲は、療養上相当と認められるもの、すなわち、療養の効果が医学上一般的に認められるものとされている。

2. 労災保険独自の取扱い（労災特掲項目の設定等）

労災保険における療養の給付は、健康保険の保険給付に準拠しつつも、労災保険制度の趣旨、目的の下、労災医療の特殊性等を考慮する必要がある診療行為について、独自の措置を講じている。

労災保険独自の取扱い（労災特掲項目）

- 労災診療の特殊性を考慮した点数の評価
- 労働災害による傷病の複雑さ等を考慮した独自項目の設定、評価
- 被災労働者の早期職場復帰に資する独自項目の設定



労災特掲の具体例

- 診療単価は1点12円
(非課税医療機関：11.5円)
- 傷病に係る手術等の加算等
- リハビリテーションに対する評価充実、職場復帰支援・療養指導料 等

初診料（労災保険独自）

	健康保険	労災保険
1 科目	291点 (2,910円)	3,850円 (選定療養費を徴収 する場合は1,850円)
2 科目	146点 (1,460円)	1,930円

再診料（労災保険独自）

	健康保険	労災保険
1 科目	75点（750円）	1,420円
2 科目	38点（380円）	710円

病床数	200床未満	200床以上
歯科、歯科口腔外科	再診料を算定	再診料を算定
上記以外の診療科	再診料を算定	A002 外来診療料を算定

救急医療管理加算（労災保険独自）

	金 額	算定日数
入院の場合	6,900円	初診に引き続き7日
外来の場合	1,250円	初診日のみ

療養の給付請求書取扱料

- ◆ 労災保険指定医療機関等が、被災労働者から提出された「療養の給付請求書」（様式第5号又は様式第16号の3）を取り扱った場合に、2,000円を算定。

※ 再発の場合は算定不可。